

コスモス サプリ

2018

No. 147

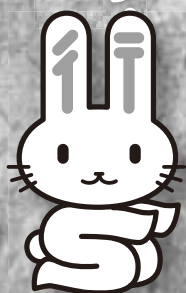
毎月第3水曜
無料相談受付
要予約 011-271-0773

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより

駅舎 クイズ

今号は札幌支部内にある駅舎を掲載します
おわかりですか？（答えは11ページ）



「お餅が美味しい季節だね。
おしるこ、お雑煮、お鍋の具…お餅の調理方法もっと増やしたいな〜。」

もくじ contents

新年ご挨拶	2~3	支部新春セミナー・新年交礼会のご案内	9
LGBTと札幌市	4~5	実務専門講座予定表	9
研修報告	5	ちょこっと情報／行政書士記念日	10
広報月間の報告	6	監察担当から一言	11
解決 — 突撃となりの活躍行政書士	7	表紙駅舎クイズ解答	11
支部交流会	8	事務局より／編集後記	12



新年のご挨拶



寄稿

札幌市長 秋元 克広

新年おめでとうございます。年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部の皆様におかれましては、日頃より、無料相談会や行政手続きに関するセミナーの開催など誰もが気軽に利用できるサービスの提供を通じて、市民生活を幅広く支援しておられますことに、深く敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

現在、人口減少や超高齢社会の本格的な到来が見込まれている中、行政手続きに関する代行業務や成年後見に関する手続きなど、皆様のご活躍が今後ますます重要となってまいります。本市といたしましても、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を目指して取り組んでまいりますので、どうか皆様

には引き続き、市民と行政をつなぐ架け橋として本市のまちづくりにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北海道行政書士会札幌支部の限らないご発展、ならびに会員の皆様が今後とも市民の身近な法律家として、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。そして、新しい年が皆様にとってさらなる飛躍の年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



プロフィール

生年月日

昭和31年2月2日

学歴

夕張北高校、
北海道大学法学部卒業

趣味

映画館での映画鑑賞



支部長 酒 勾 桂 子

支部会員の皆様 明けましておめでとうございます。

支部体制が新しくなり8カ月ほど経過しました。支部運営の要である理事会を充実させるため直前に部長会を開催してきました。最近の一つの部で完結する事業より複数の部で検討する必要がある事業が少なくありません。「地区連絡会規則の改正」「福利厚生に関する規程」「札幌支部紹介小冊子の作成」「新年交礼会の新春セミナー運営」等が挙げられます。また、このような事業が短期間に仕上がったのは対応にあたった理事の皆さんの柔軟な対応力、実行力、強い責任感と思っています。

さて、平成30年を迎え札幌支部がさらに魅力ある支部となれるような新しい取組みについて、以下4点を挙げました。

1 札幌市との関係

地域で活動されている民生委員の方々と私ども行政書士との情報・意見交換の機会、札幌市各担当分野の方を研修会講師にお招きする事等を検討していきます。

2 知的資産の蓄積

本会が種を蒔いていただいた「法教育」「創業・融資申請の支援」等の事業を引き継いでいく事を検討し、法教育の授業計画書、いろいろな場面で公開できる寸劇のシナリオ等をストックし、多方面へ提供していきます。

3 任意会との協力

支部事業を実施する上で任意会の協力が必要な時は、事前に打合せの上で協力して実施する事を検討します。

4 会報150号

平成30年秋には支部会報が150号を迎えます。会報編集長・担当理事には腕を振るって頂きましょう。また、現在約920名の会員がやがて1,000名となる日も遠いことではなくなりました。将来1,000名の札幌支部の理想像について、会員皆様のお考えをアンケート等からお聞きする事を検討します。

支部事業は会員皆様のご協力とご理解の上に成り立っております。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



監事の役割と今後の支部に期待する事

札幌支部監事 河 上 隆

私ども2名の監事は中間監査・期末監査を行います。具体的には札幌支部の事業計画の進捗状況及び予算執行率等の把握に努め当初の

計画通り運営出来ているかについて半期を目途に調査致します。そして支部の財源である預貯金と帳簿の突合を行う会計監査も役割です。

又、執行部の活動に具体的な提言も行う使命もあると考えております。

全国的に見ても最大会員数の支部運営に現状役員数は充分なのだろうか…との聴き取りも行い業務推進に必要な人数確保への提言も行いました。

【支部への期待】

IT化は世界を小さくすると言われますが、特に国境を越えての経済活動は今後急激に進展する事は疑う余地はありません。15年前には影も形も無かったアマゾンやFB(フェイスブック)の市場席捲はもとより、来年には中国の配車アプリも日本進出を決めた記事も掲載されています。このような動向に行政書士もどう対応して行くかを

考える時代が到来しています。

契約書作成でも外国語(主には英語)での契約書作成が必要でしょうし、行政手続の説明も英語・中国語の説明(正確な説明)も必要になるでしょう。

外国人の再訪率が高い北海道には観光ではなく投資を考える方々が既に多く来られます。そんな中で、「おもてなしスローガン」で浮かれるのではなく現実に投資を考える方々への具体的な対応策を取れる業界にお金も流れるのは当然の理です。札幌支部には外国人向けの業務案内文の作成も視野に入れ、研修会でもこの巨大マネーを掴む仕組み造りに取り組んで頂けたらと考えております。

一会員としても監事としても札幌支部の運営に最大限協力出来ることが喜びです。

その他役職

「行政書士会北海道ADRセンター」センター長。札幌市消費者センター様、(公益社団法人)北海道宅地建物取引業協会様からのご紹介での賃貸住宅での原状回復・敷金返還での裁判外の調停実績が積みあがっております。



健全な支部財政構築の経緯

札幌支部監事 赤 塚 明 美

私が初めて札幌支部の役員を務めさせて頂く事になったのは平成11年の事です。その頃支部の財政は逼迫し財政難となっていました。私が入会した平成6年の前年度の総会で支部会費徴収が決定され(その総会の未曾有の大混乱を憶えている方もいらっしゃると思います)、入会した平成6年度の1期分だけ支部会費を徴収された事を憶えています。その後支部会費徴収猶予となりましたが、その時徴収した支部会費が底をつき始めていました。

その頃札幌支部は、理事の人数を出来るだけ少なくし、理事は各部を兼務していました。私は財務部と監察広報部を兼務し、支部経理のチェックと支部会報の編集の会務を行っていました。出来

るだけ理事会開催日に部会を開催するなどして経費節減に努め、自主財源として一般研修の資料代の徴収が始まったのがその頃でした。

理事会開催日に部会を行うなどの経費節減は今現在も続けられており、現在の財政調整積立金の額に反映されているものと思います。

現在私は監事を務めさせて頂いておりますが、役員の方々の努力されている姿、しかも楽しそうに会務を遂行されている姿に敬意を表したいと思います。

その他役職

北海道行政書士会 会費納入促進委員会 委員長
任意会 北海道女性行政書士の会 会長
北海道地方年金記録訂正審議会 委員
NPO法人侍にゃぼん 理事



LGBTと札幌市



監察広報部 部長 堀川 貴之

1. はじめに

私は正直に言うと、最初、LGBTと聞いて、すぐに意味がわからなかった。原因は言うまでもなく私の不勉強によるものなのだが、4文字のアルファベットの羅列のみなので、いきなりLGBTと聞いても何のことなのかピンとこなかった。

LGBT。これのLはレズビアン（Lesbian、女性同性愛者）、Gはゲイ（Gay、男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、Tはトランスジェンダー（Transgender、身体と心の性が一致しない人）の各単語の頭文字を組み合わせたものであり、性的マイノリティを表現するものである。性的マイノリティとして、差別、批判の対象となってきた歴史があり、現在でも差別、批判、迫害に苦しむ人々も存在している。一方で社会や企業、学校教育の場でも認識は高まりつつあり、まだ数は少ないものの色々な制度の中で認められつつある。

例えば、ある生命保険会社では同性パートナーを死亡保険金の受取人に指定することができたり、ある携帯電話会社では、同性パートナーを家族割引の対象にすることができる。

2. 自治体の動き

世間でLGBTへの認識が高まってきたことに対し、自治体も対応を始めており、平成27年に渋谷区、世田谷区が条例や要綱を作成し、「パートナーシップ宣誓制度」を立ち上げた。その後、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市でもこの制度が創設された。

3. 札幌市の動き

札幌市も前掲の5自治体に続く全国で6例目の自治体として、平成29年3月31日付けで「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に市長の決裁がなされ、同年6月1日から制度が開始された。

さらには、同年9月21日付けで「札幌市LGBTフレンドリー指標の実施に関する要綱」の決裁がなされ、10月1日からパートナーシップ宣誓制度に続いて、LGBTフレンドリー指標制度が始まった。

4. 札幌市パートナーシップ宣誓制度

この制度は、性的マイノリティの方の気持ちを尊重し、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に協力しあうことを札幌市長に対して宣誓する制度である。

宣誓の対象者の要件としては、

一方又は双方が性的マイノリティであることを前提に、

（1）双方が20歳以上であること。

（2）居住に関する要件として、

ア. 双方が市内に住所を有すること。

イ. 一方が市内に住所を有し、一方が市外の場合、市外から市内への転入を予定していること。

ウ. 双方が市内への転入を予定していること。

（3）双方に配偶者がいないこと。他の者とパートナーシップの関係にないこと。

以上が、要件である。

宣誓の方法は、必要書類（後掲）を揃え、札幌市文化局男女共同参画室と日程を調整し、両者が揃って市職員の面前で宣誓書と確認書に記入を行った後、宣誓書の写しと宣誓書受領書が発行され完了となる。

必要書類として、宣誓する者の住民票と戸籍等の独身を証明する書類、宣誓時の本人確認のためのマイナンバーカードや運転免許証等が求められる。

このような手続きで、パートナーシップ宣誓制度は行われるのであるが、これはあくまで札幌市の要綱によって定める制度であるため、法律行為である結婚と違い、直接的に相続、社会保障、税といった様々な法律上の権利義務を発生させる制度ではない。但し、先に記したとおり、一部民間企業によりある程度の制度・サービスの対象になる場合はある。

5. 札幌市LGBTフレンドリー指標制度

この制度は、LGBTに関する企業での取組を推進することを目的とし、申請のあった企業について、その取組内容に応じて評価を実施し、登録証を交付し、企業情報や取組内容について、

札幌市がホームページ等を通じて積極的に広報啓発を行うものである。

対象は札幌市内に事業所がある企業で、LGBTについて理解し、支援又は配慮した取組を行っていることである。

評価方法は、あらかじめ指標が定められており、その指標に合致することを書類等で確認する（市が必要と認める場合には確認調査もある）。指標の内容としては、①社内規定等にLGBTへの差別やハラスメントの禁止に関する記述がある。②従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを実施している。③従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある。④同性パートナーへの福利厚生等が認められている。など、これらの他に3項目がある。

申請において必要となる書類は、申請書の他、

指標に合致した取組を行っていることを説明する資料（例、社内規則、セミナーの資料・写真、相談室を設置していることを証する図面等）である。ちなみに平成29年11月20日現在、登録は11企業であり、札幌市ホームページでその企業名や取組内容を閲覧できる。

6. 最後に

私たちの業務として考えた場合、札幌市パートナーシップ宣誓制度は、双方が札幌市へ赴くことが前提であるため、相談から住民票や戸籍の取得までが私たちの業務となるだろう。一方、札幌市LGBTフレンドリー指標制度については、申請書作成から指標に合致していることの説明資料作成が業務となり得るため、行政書士の業務としては充分見込みのあるものと思われる。

【参考HP】

- 札幌市パートナーシップ宣誓制度（札幌市HP）
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/LGBT/seido.html>
- 札幌市LGBTフレンドリー指標制度（札幌市HP）
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/LGBT/sihyo.html>
- 札幌市LGBTフレンドリー企業の紹介（札幌市HP）
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/LGBT/sihyo/kigyo.html>

研 修 報 告

「一般酒類小売業及び通信販売酒類小売業免許の概要と申請の留意点」

講師 札幌北税務署 酒類指導官付上席国税調査官 秋山 茂氏

11月22日、札幌教育文化会館4階講堂にて標記研修会を開催しました。

酒類小売免許の申請について、国税庁の手引きをもとに説明を頂きましたが、書類の提出先や相談先についての説明から始まり、酒類小売業免許と酒類卸売業免許との違い、免許取得の場所的要件や経営基礎要件の設定の趣旨も、手引きだけではわからない背景を含めてわかりやすく解説して頂きました。記載例も国税庁の資料をベースとしながら、どのように、どこまで記載すればよいのかをお話しして頂くことができました。

業務知識としても一般教養としても興味深い内容でした。

（ 支部会員の皆様への感謝の気持ちを込めた
無料研修。 参加52名 ）





広報月間の報告

広報月間に際し、行政書士業務の周知に向け、官公署並びに関係機関を訪問しました。また一般の方に向けてのPR活動も同時に行いましたのでその一部をご報告します。

「いきいき健康・福祉フェア2017」に参加

(10月13日～15日、アクセスサッポロ)

札幌支部と一般社団法人北海道成年後見支援センターが標記フェアに参加しました。

13回目となる今年度は「快適なライフスタイルの提案を」をテーマとし、広い会場では、健康促進、介護予防運動などの体験、健康や福祉関連機器の展示・実演、情報発信などを行い、札幌支部では今年も「相続・遺言・成年後見相談」ブースを設置し、3日間で42件の相談(後見センター分を含む)を受けました。

15日(日)には『女性行政書士による、「相続」、「遺言」、「成年後見」のやさしいお話』(講師：任意会 北海道女性行政書士の会 大滝祐子札幌支部会員)と題したセミナーを開催し、参加者が資料を手に熱心に聞き入っていました。講演後のクイズも好評でした。

来場者にはパンフレット・ポケットティッシュ等を手渡し、行政書士業務をPRしました。



講師の大滝祐子会員



ブースの様子

ラジオCMを収録 全道に放送

9月28日、札幌支部初となるラジオCMをSTV本社のスタジオで収録しました。録音担当者と打ち合わせ後、本番スタート！さすがプロ、一発でOKでした。

内容は行政書士業務の中から遺言書の作成・相続手続き・許認可(営業許可)に絞り、聞きやすくて分かりやすいものになりました。このCMは10月1日から1ヵ月間、STVラジオ「工藤じゅんきの十人十色」や「日高悟郎ショー」などの番組中、全道で放送されました。

*現在、札幌支部のホームページで聞くことができます。



林美玖アナウンサー(右)、工藤聖太アナウンサー(左)と

交通安全活動

交通安全旗振り運動を支部事務所前の歩道で10月24日と26日に行いました。参加者は歩道に一列に並び黄色の旗を振りながら交通安全を呼びかけ、その様子がSTVラジオにオンエアされました。初めての試みでしたが、社会貢献の一助として今後も続けていきたい活動です。

*10ページに「道路使用許可」について掲載しています。



道議会・副市長・市議会訪問

10月5日(火)、北海道会と共同で、北海道議会を訪問しました。

支部からは酒匂支部長、松山副支部長、三浦副支部長、堀川監察広報部長が、北海道会からは菊地淳史副会長、野口哲郎総務部長、長谷川征輝広報部長、伊藤敏彦事務局長の大所帯で伺いました。

大谷亨議長、勝部賢志副議長とそれぞれなごやかな雰囲気の中でお話をするのができ、建設業許可や外国人関連手続き、成年後見制度などについての要望を伝えました。

また24日(火)には酒匂支部長、成田副支部長、三浦副支部長、堀川監察広報部長が、札幌市を訪問しました。かつて当支部理事でもあった松井隆文市議会議員のご協力により、町田隆敏副市長と面談。日頃の感謝を伝えるとともに、行政書士制度をアピールしました。その後、山田一仁札幌市議会議員を訪ね、高齢化社会問題についての話題から、民生委員の方々との連携について話しました。





士業は??

解決

突撃となりの活躍行政書士

登録間もない行政書士の方々は、他の先生は「どうやって仕事を得ているのだろう」と悩むこともあるでしょう。実は中間行政書士だって同じです。そこで、私たちの周りにいる活躍行政書士から少しだけ、ノウハウを教えてくださいました。



Q1：初めてお客様にお会いするときに注意している点

時間

- ・時間通りに着くよう、少し早めに近くまで行けるように意識している
- ・5分前行動

服装

- ・ネクタイを着用するなど身だしなみに気を付ける
- ・ノーネクタイ+ジャケット
- ・ジャケット、バッジを着用します。第一印象が大事です。お迎えの際には頭から足の先まで全体を見られていることを意識し、誠実に対応します。

言葉遣い

- ・高齢の方が多いので、こちらの言っていることを理解しているか、面談の途中や最後に確認するようにしている
- ・相談者の話を聞く（自分からは話さない）
- ・断定的なことを言わない（金額など）
- ・わからないことは、堂々とわからないと言う

その他

- ・紹介のお客様なので、紹介者を意識しながら話す
- ・法律用語や専門用語はなるべく使わない
- ・紙に書いて説明する

Q2：信頼いただくための「セリフ」

セリフ

- ・「できることを全力で、最後までします」
- ・「～はできますか？」と聞かれたら「できますが、不得手なことは同業者に回します、ネットワークがあります」と伝える。
- ・「まずは頑張ってみます。」
- ・これまでの経験上はこうだ、と経験豊富に思ってもらえるようなセリフを言う。

諸費用・報酬に関し

- ・業務遂行に関してかかるお金のお話は、お客様は気にしている方が多いので、具体的に伝えるようにしています。必要となるタイミングであったり、初期段階で金額がはっきりしない時は、上限でどれくらいになるのかを伝えるようにします。
- ・あらかじめ見積を作成しておき、おおよそでも金額を伝えるようにします。

その他

- ・依頼されたらどうなるのかのイメージを伝える。（期間、報告の時期、不足要件や書類）
- ・相手が何を聞きたいのかキャッチし、それを提供する
- ・セリフはないが、大きな声で・ゆっくり・ハッキリ話すことを心がけている
- ・確実に知っていることを基準に話す
- ・丁寧な言葉使いで相手の目を見て話し、難しい専門用語は使わない。

Q3：その他、何かありましたら

- ・ほうれんそうを心がける。悪いことは早く報告し、相談・解決策を考える。
- ・スピード感、不安を与えない。
- ・進捗状況の報告は必ずする
- ・相手に渡した名刺に手書きで携帯電話番号を書き、特別感をだす
- ・当たり前のことを、当たり前できるようにする。
- ・お客様第一主義。
- ・どんな業務にも必ず根拠法令があることを意識して仕事する。
- ・準備と実践と振り返り
- ・「初心忘れるべからず」を心がけるようにしています。
- ・見積書には追加や変更があった場合には別料金が発生することを明記し、実際に追加や変更があった場合には、連絡して承諾を頂いてから行う。
- ・持参して欲しい書類は、できるだけサンプルを渡す。
- ・誠実に仕事をし、説明はしっかり丁寧にします。

主な取り扱い業務	建設業（4）	会社設立（1）	運送業（1）	登録年数	1～3年（2）	4～7年（1）	性別	男性（9）	補助者・事務員	あり（2）
	相談業務（2）	税務対策用議事録作成（1）	相続・遺言（1）		8～15年（8）	16年～（2）		女性（4）		なし（11）

（聞き取り調査期間 2017.10～11 ご協力ありがとうございました）



札幌支部交流会 ～札幌支部ミステリーツアー2017～

平成29年9月23日、支部交流会として初めて開催された「ミステリーツアー」。参加者25名の皆さんは大満足でした。本記事は、参加された特別特派員によるメイン記事と編集担当者の共同で掲載いたします。

交流会

行き先不明のバスは札幌駅北口を予定より早く出発進行し、各自自己紹介ののち、支部長講師のサプライズ車内研修「個人情報保護法」が行われました。

最初の工場見学は、石蔵造の千歳ワイナリーで、試飲では3杯のノルマをきっちり果たしました。その次の行き先は、「サーモンパーク千歳」の道の駅と水族館見学でした。見学後周りを一周し、昼食にそばとラーメンを食べ満足いたしました。午後からは、お菓子のもりもと本店に寄った後、本日のメインイベントである、麒麟ビール千歳工場の見学でした。見学前の記念写真では大ハブニングがあり、工場長そっくりのYさん、技術長顔負けのNさん、美女軍団従業員等大盛り上がりの一コマもありました。飲酒運転撲滅キャンペーンのごとく黄色は注意して飲んで良し、青色は逆に飲んではダメのネームプレートをぶら下げ見学をし、1番しぼり麦汁と2番しぼり麦汁の違いも学んだうえ、ここでも責任の3杯を飲み干し満足

してしまいました。

最後の車中ビンゴ大会は大盛り上がりで終了しました。

幹事さん、「1日中本当に楽しい思いをさせていただき有り難うございました。ご苦労様でした。」おわり。（豊平区 会員 さくたあきら）

懇親会

ミステリーツアーの終了後は場所を移し、ここからの参加者も交え支部交流会「懇親会」となりました。会場となった「ミア・ボッカ札幌駅北口店」はほぼ貸切状態となり、まだまだ飲み足りない(?)会員を中心に最後まで盛り上がっていました。懇親会の最後は板垣俊夫会員のごあいさつで締めいただき、今年は解散となりました。

●次回行ってみたい場所：アンケートより

富良野、トマム、増毛、ニセコ、小樽、余市、古平、道南、定山溪、室蘭、襟裳岬、山の水族館、歴史的建造物、ニッカウスキー、自衛隊千歳基地、白老アイヌコタン、など



○千歳ワイナリー前、笑顔で大集合



○ビール工場にて



○千歳水族館
水槽の中のエサ担当スタッフと



○懇親会
締めのご挨拶は板垣会員



平成30年札幌支部新春セミナー 新年交礼会のご案内

札幌支部会員の皆様

日頃より、支部運営にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

新しい支部長体制になり初めての新年交礼会のご案内です。恒例になりました新年交礼会の前にセミナーのご準備をいたしております。たくさんの会員皆様のご参加をお待ちいたしております。セミナーのみ、新年交礼会のみのご参加もできます。どうぞお誘いあわせのうえ、新年をお祝いいたしましょう！

●開催日：平成30年1月12日（金）

【セミナー】

時 間：15：00～17：00

会 場：TKP ガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19 TKP札幌ビル内）

講 師：北海道行政書士会会員 板垣 俊夫 氏

講演テーマ：「依頼者は、なぜ裁判を仕掛けたのか。」—報酬金返還等請求事件—

【札幌支部新年交礼会】

時 間：17：00～19：00

会 場：TKP ガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19 TKP札幌ビル内）

会 費：4,000円（税・サービス料込）

★申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、札幌支部へFAXしてください。

★お問合せ：札幌支部事務局 電話（011-271-0773）★申込締切：平成30年1月4日（木）

お願い

・公共交通機関をご利用ください。

・平成30年1月4日以降に交礼会をキャンセルした場合、会費をお支払いいただきます。

札幌支部セミナー・新年交礼会 申込書

FAX：011-271-6126

お 名 前	(会員番号)	携帯番号
参加希望	(□に✓を入れてください)	☐ セミナー ☐ 新年交礼会

実務専門講座予定表

～より深く、より実践的に～

実務専門講座は、登録入会してまだ間もない会員や、これまでに取扱ったことがない業務を習得しようとする会員を対象に、基礎から実務まで一連の流れを把握できることを目的とした実践的な講座です。今年で14回目を迎え、受講された会員の方から大変好評を頂いております。

コード	日 時	講座内容	講 師
B.「行政書士プログレス講座」			
B7	平成30年2月10日（土） 10：00～16：00	非営利法人設立の実務	丸山 達也 会員
C.「各種許認可コンプリート講座」			
C6	平成30年1月20日（土） 10：00～16：00	一般貨物運送事業許可	長野 源太 会員
C7	平成30年1月24日（水） 18：00～21：00	一般貨物運送事業報告書及びレンタカー事業	
C8	平成30年2月15日（木） 18：00～21：00	外国人在留手続	萩原 麻代 会員



ちょこっと情報



法改正や新制度などの情報をダイジェストでお届けします。

道路使用許可申請

交通安全旗振り運動の実施に伴い、該当日時・場所における道路使用許可申請を行いました。

申請書は北海道警察のホームページからダウンロードし、実施場所である支部事務局付近の図面を添付し、中央警察署の交通第一課へ提出しました。事前の確認により、横断歩道の延長部分は歩行の妨げとなるため、図面上、実施場所からは除きました。

旗振りという性質上、それほど細かく質問をされることはなく受理され、中一日を開けて許可証が交付されました。当日の携帯義務があることを確認し支部事務局へと引き渡しました。

建設業許可更新申請時期

建設業許可は許可期間を徒過すると、再度の新規許可申請が必要になります。3ヵ月前から、更新申請を受け付けています。

丁種封印制度

丁種封印制度とは、自動車の封印について、「丁種封印を行うことを希望する行政書士（丁種会員）」が北海道行政書士会からの委託（再委託）を受けて、自ら自動車に封印をすることができるという制度です。今までは運輸局に車を持ち込まなければならなかったりしたのですが、この制度により一気に業務の幅が広がりました。

（支部交流会バスの中で、封印管理委員から）

民泊情報 ～北海道～

会報前号で「札幌市の民泊事情」を掲載しましたが、北海道の民泊の制度構築の進み具合を公表して

いるサイトをご紹介します。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/minpaku/portal.htm>

無期転換ルール

労働契約法の改正により、契約期間に定めがある「有期労働契約」者が通算5年を超えている場合、申込によって「期間の定めのない労働契約」に転換できるように、平成30年4月よりなります。

詳細は厚労省HPを。



無期転換ルール

検索

料金受取人払い

差出人に料金を負担いただかない方が良い場合、たとえば、アンケートの返信や通信販売の発注書などのビジネスにおいては、郵便局のこのサービスが幅広く活用されています。

料金の納付方法は

- ①都度払い…郵便物を受領の際に、切手または現金にて都度支払う方法
- ②後納扱い…郵便物を受領の際は押印。料金は1ヵ月毎に集計され支払う方法があります。

今回、札幌支部でアンケートを実施するにあたり、このサービスを利用します。

嫡出認否は夫・前夫のみ

別居中に女性が出産した場合、原則、子は夫の「嫡出推定」（民法772条）となります。そのため出生届を提出できなかった女性が、「嫡出認否」の訴えが夫・前夫にしかできないことが憲法に反すると損害賠償を求めていました。その判決が11月29日、神戸地裁であり、請求は棄却されました。

行政書士 記念日

日本行政書士会連合会は、行政書士各自の自覚と誇り、組織の結束と制度の普及を図ることを目的とし、2月22日を「行政書士記念日」と定めています。

《記念日セミナー》

- ・日時：平成30年2月24日（土）
- ・場所：恵庭市市民会館大会議室
- ・講師：当支部業務企画部 吉田充部長
- ・内容：終活について



監察担当から一言



最近、お客様からの不服申し立てが増えている気がします。

不服申し立ての事例として次のようなものがあります。

- 業務の委託契約をして着手金も支払ったのに何の連絡もなく仕事が進んでいない。
 - 業務を委託したが、仕事が進まないで問い合わせたところ、言を左右に曖昧な返事でごまかされ、その後も仕事は進んでいない。
 - 仕事が進まないで催促のため何度か電話したが電話に出てくれなくなった。
- 一方、全く事実無根、誹謗中傷、報酬の一部を返還させる事を目的とした不純なものもあります。

不服申し立て事案についてその原因を調査してみると、

- 他にも複雑業務を受任し業務処理に相当日数を要することが判っているのに、事務処理能力を超えて更に受任した。
 - 依頼業務について十分な知識能力がないのに受任したため時間がかかっている。
 - 諸事情により業務処理が遅れた理由を依頼者に説明し納得してもらう努力を怠っている。
- 等が原因となっております。

不純な動機の不服申し立てから身を守り、依頼者や国民から行政書士の信頼を高めるため、

- 処理能力の範囲内で受任する。
 - 受任した事務について、知識不足の場合は、関係文献で研鑽あるいは、熟知した先輩に教えを請う。
 - 事務処理に時間がかかっている場合は、その理由を詳細かつ丁寧に説明して依頼者の理解と納得を得る。
- 等の努力をしていきたいものです。

行政書士は国民の権利義務を守り国民と行政との架け橋となる重要な使命を持っております。

行政書士倫理綱領にある、

- 使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 法令を守り、業務に精通し公正誠実に職務を行う。
- 業務の履行に寄与する。

を実践して行きたいと思います。

監査広報部 監察担当



表紙駅舎クイズ解答



①【苗穂駅】

JR函館本線。札幌駅隣にある。明治43年5月開業
苗穂駅を都心側に約300m移転させ橋上駅舎化を予定。
供用開始：平成30年度

③【恵庭駅】

JR千歳線。大正15年8月開業
平成27年 アルファ恵庭駅西口再開発ビル（いざりえ）が
オープンし、空中歩廊によって恵庭駅と直結。

⑤【石狩当別駅】

JR札沼線（学園都市線）。昭和9年11月開業
沿線には、北海道教育大学札幌校・北海道医療大学・当別
高校・札幌英藍高校などがある。

②【千歳駅】

JR千歳線。大正15年8月開業
石勝線へは1駅隣の南千歳駅で乗り換えとなる。

④【旧島松駅逓所】

明治6年設置。明治30年廃止。（昭和21年駅逓制度は廃止）
クラーク博士が帰国の途中「青年よ大志をいだけ」という
名言を残した場所としても知られている。

⑥【野幌駅】

JR函館本線。
明治22年11月官営幌内鉄道の駅として開業。明治39年国
有鉄道に移管。

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H29. 9. 1	5755	坂 本 章 聡	南・南 区
2. H29. 9. 1	5756	鈴 木 理 恵	南・千 歳 区
3. H29. 9. 1	5757	桑 原 照 平	中・中央区5
4. H29. 9. 1	5760	佐々木 真由美	東・白石区1
5. H29. 9. 1	5761	佐 藤 勝 太	中・西 区 2
6. H29. 9. 1	5762	大 向 将 太	中・中央区4
7. H29. 9. 1	5758	杉 山 亮 介	中・中央区4
8. H29.10. 2	5763	木 村 正 彦	北・北 区 1
9. H29.10. 2	5764	加 古 則 男	北・北 区 1
10. H29.10. 2	5766	松 本 拓 也	北・北 区 1
11. H29.11. 1	5768	那 須 年 明	南・江 別 区
12. H29.11. 1	5769	佐 藤 修	中・中央区5

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H29. 8. 2 (死亡)	4513	本 間 輝 一	中・西 区 2
2. H29. 8. 8 (死亡)	5571	笠 松 大 樹	南・南 区
3. H29. 8.31	1175	尾 崎 博	南・南 区
4. H29. 9. 6	5227	斉 藤 正 行	中・中央区4長
5. H29. 9. 4	4966	安 西 公 則	中・中央区1
6. H29. 9.12	3844	野 澤 稔	東・豊平区2
7. H29. 9.25	5504	大 瀬 智 巳	中・中央区4
8. H29. 9.25	5602	木 内 繁	中・西 区 1
9. H29.10. 5	5612	坂 東 守	北・東 区 2
10. H29.10.20 (死亡)	623	成 田 正 幸	中・中央区4
11. H29.10.26	5544	瀬 川 邦 子	南・北広島区

* 現在の会員数 916名 法人14

編集後記

今回の特集記事の関係で、ベテランの会員に話を聞く機会がありました。さすが!と思うことも多く、感心しました。会員一人ひとりの行動が、良くも悪くも行政書士会全体の評判になり兼ねない時代です。最近タクシーの車載カメラの映像で有名になった方のように(!)、ニュースやワイドショー、ネットの掲示板などで話題にならないよう、普段から行動には気をつけたいものです。特に酔っぱらった時は! (自戒をこめて…紺野裕和)

先日、男子テニスツアー最終戦であるATPファイナルズ(イギリス)が終了し、2017年シーズンのATPツアーも全日程が終了しました。今年は、年の始めから考えると、世界ランキングに非常に大きな変動があり、怪我でシーズン後半は試合に出場できなかった錦織選手もトップテンから外れてしまいました。来シーズン開幕戦であるブリスベン国際(オーストラリア)には錦織選手もエントリーしているようです。依然好きなスポーツ選手ランキングで1位という人気ですから、来年はスタートから期待したいです。(坂之井直紀)

初めてテレホンカードを換金しました。50度数で250円。89枚。任意後見人としてお手伝いしている本人のものです。後見業務はなかなか手強く、休日に連絡が入ることもたびたびあります。秋元札幌市長の新年のご挨拶では、行政手続きに関する代行業務のほか成年後見に関する手続きにも触れられています。とても励みになりました。(原田和子)

がんばれ!! だんご

第23回オリンピック冬季競技大会が2月9日～2月25日、韓国の平昌にて開催されます。実施競技・種目は7競技102種目。女子カーリングをはじめ、ジャンプなど「だんご選手」が多数選出されることが期待されます。ちなみに 札幌市には、5つの姉妹・友好都市があり、韓国の大田広域市とは2010年10月に友好都市提携しています。(越智敦子)

今回、駅舎を撮影しました。私は、自宅のある江別市が担当。江別市内にある駅、高砂、江別、大麻、豊幌、野幌。乗降したことのある駅はほんの一部。江別市の住民になってまだ1年半。日曜日しか休みのない私は、唯一の休みこそ乗して専ら車移動ですが、電車が大好きな息子と電車でお出かけをするのが、来年こそやり遂げたいことのひとつです。(篠原 肇)

● 年末年始のお休みについて ●

年末年始のお休みは**12月29日から1月3日まで**です。収入証紙の販売は**4日の午後**からに

していただくと助かります。

2018年もどうぞよろしくお願いいたします。

● お 願 い ●

研修等のご案内について、はがきでのご案内をメール・

FAXにての対応に順次変更して参ります。

変更が可能な方は支部事務局にお知らせください。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第147号 2017年12月26日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 堀川 貴之 編集長 越智 敦子

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ
北広島市西の里507番地の1
TEL (011) 375-2116

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>